

2026年度 弁理士 論文式試験 解答速報

答案構成

意匠

答案構成

問題Ⅰ問1(1)について

1. 拒絶理由について

- ・新規性（3条1項）、創作非容易性（3条2項）

2. 新規性喪失の例外（4条2項）

- ・着ぐるみ・ぬいぐるみによる公開について3条1項の適用なし（4条2項）
- ・新規性を喪失するに至った日から1年以内に意匠登録出願（4条2項）
- ・その旨の書面を出願と同時に、30日以内に最初の公知行為について証明書を提出（4条3項）

3. 動的意匠（6条4項）

- ・「S」及び「L」の変化の前後にわたる形状について保護を受け得る
- ・動的意匠である旨及び物品の機能の説明を記載（6条4項）
- ・変化の前後がわかるような図面を記載（意施規様式6備考22）

問題Ⅰ問1(2)について

- ・他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれがある意匠（5条2号）
- ・Aの出願時において「リュウさん」のぬいぐるみが著名であるため

問題Ⅰ問2(1)について

1. 以下の要件を満たす場合、組物の意匠として出願可（8条）

- ① 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるもの
→ 「帽子」、「シャツ」、「ズボン」からなるユニフォーム一式は「一組の衣服セット」
- ② 同時に使用される二以上の物品であること → 満たす
- ③ 組物全体として統一 → 個々の物品に亀の模様あり → 満たす

2. 願書の作成における留意点

- ① 願書における「意匠に係る物品」は「一組の衣服セット」と記載する
- ② 図面は、組物を構成する各物品等のそれぞれについて6面図等を記載する

問題Ⅰ問2(2)について

1. 拒絶理由

- ・組物の意匠（8条）違反（17条1号） ∵ 「ポシエット」に統一なし

2. 必要な手続

- ・分割出願（10条の2）統一感のない「ポシエット」とユニフォーム一式を分割
- ・削除補正（特施規30条準用）

問題Ⅰ問3について

1. 対応
 - ・質権の設定
2. 留意点
 - ・甲の同意（特 73 条 1 項準用）
 - ・設定登録（特 98 条 1 項 3 号準用）

問題Ⅱ問1について

1. 甲製品と意匠イとの関係について
 - ・イの出願は国際出願 → 国際公開後に補償金請求権が発生（60 条の 12）
 - ・イの出願後に製造開始 → 先使用権なし（29 条）
 - ・結論：イについて仮通常実施権の許諾を受けるべき（5 条の 2）
2. 甲製品と意匠ロとの関係について
 - ・ロの出願前に独自創作して国内で製造開始 → 先使用権が認められる（29 条）
 - ・結論：ロについて許諾は不要

問題Ⅱ問2について

1. (i)の行為について
 - ・侵害の定義（23 条、38 条）
 - ・ハに類似する意匠に係る鍋の製造にのみ用いる物品を製造
→ 間接侵害（38 条 1 号イ）に該当
 - ・品質評価のための少数の試作品の製造 → 試験・研究のための実施（特 69 条 1 項準用）
 - ・結論：侵害を構成しない
2. (ii)の行為について
 - ・ハに類似する意匠に係る鍋の製造にのみ用いる物品を量産
→ 間接侵害（38 条 1 号イ）に該当
 - ・結論：侵害を構成する